

特定サービス産業実態調査の改正計画に関する論点（案）

平成 20 年 3 月 17 日
産業統計部 会長
舟岡 史雄

1 本調査の目的・役割

本調査の目的・役割は明確になっているか。

本調査を特定サービス産業の特性を明らかにする役割を持つものとして見た場合、今回の改正計画は適当なものとなっているか。

今後の本調査の在り方も踏まえ、今回の改正計画について、どのように考えるべきか。

2 調査対象業種の追加

10 業種(「インターネット附随サービス業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「機械修理業(電気機械器具を除く)」、「電気機械器具修理業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」)を追加することは、適当か。

本調査は、原則、事業所単位で調査しているが、追加業種のうち「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」の 4 業種について、企業単位で調査することについては、当該業種の特性及び統計需要への的確な対応等の観点からみて適当か。

(注) 既存業種のうち「映像情報制作・配給業」及び「クレジットカード業、割賦金融業」の 2 業種についても企業単位で調査。

追加業種のうち「インターネット附随サービス業」については、「通信産業基本調査」(総務省)との関係を、どのように整理することが適当か。

3 調査事項

本調査の目的の一つとされるサービス産業の生産性を把握する観点からみて、調査事項は適当なものとなっているか。

今回調査における既存業種も含めた調査事項の変更点(「情報通信機器」に係る賃借料及び取得額、「無形固定資産」の取得額、就業時間換算によるパート・アルバイト数及び各事業部門における別経営の事業所からの派遣従業者数の追加等)については、調査目的、把握可能性及び報告者負担の軽減等の観点からみて適当か。

既存業種も含め、調査事項については、当該業種の特性を的確に把握する観点からみて適当か。報告者負担の軽減に留意しつつ、調査目的や統計利用者のニーズの観点から、追加等すべき事項はないか。

4 調査方法

既存業種については調査員調査を維持する一方、追加業種については郵送調査によ

り実施することとしているが、回収率など調査精度や調査系統の整合性等の観点からみて適当か。

追加業種対象の調査及び本社一括調査においては、調査事務の負担軽減の観点から、調査票の配布・取集に係る調査事務を民間事業者へ委託することとしているが、統計の正確性・信頼性の確保等の観点から、適切な措置が講じられているか。

都道府県別の結果表章を前提とし、全数調査で実施している現行の調査方法について、調査の効率化、報告者負担の軽減等の観点から、標本調査化を図る必要はないか。

5 集計事項

既存業種も含め、集計事項については、調査目的及び統計需要への的確な対応の観点からみて適当か。

行政ニーズのみならず、広く統計利用者のニーズへの適切な対応を図る観点から、クロス集計の充実など、さらに追加すべき事項等はないか。

現行の回収結果を単純集計する手法については、回収率の変動による影響を受けないう、調査結果の補正方法について検討する必要はないか。

6 その他

前回答申(平成19年4月13日付け統審議第5号)における以下の指摘事項について、適切な対応が図られているか。

- () サービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方
- () 調査対象業種の在り方(調査対象業種及び調査対象数、日本標準産業分類の小分類レベルでの調査対象業種の選定、事業所・企業統計調査を母集団情報とした主業ベースによる把握等)
- () 調査事項の見直し(業務や労働者の外注に依存している実態、ITを利用した販売形態等の変化、国際化の進展等を踏まえた調査事項の在り方の見直し)